

## 日中食品安全保障構築のための共同行動の提案

高橋五郎<sup>1</sup>

### I. 強い相互依存関係にある日中食品貿易・直接投資

#### 1. 日中食品貿易は中国の圧倒的黒字

日本の2014年の農林水産物輸入額は9兆2,408億円、このうち食品輸入額（農林水産物から飼料用脱脂粉乳・飼料用ホエイ・動物の皮・羊毛など動物毛・蚕糸・綿・たばこ・植物繊維・球根・切り花・ペットフード・スダレなど・真珠・木材・天然ゴムを除いたもの）は7兆602億円である。

これらの輸入食品は多数の輸入相手国の生産上の得意・不得意が反映されるのが一般的なので、輸入相手国がおおまかにせよ品目ごとに分類される傾向も認められる。

ここしばらく、中国は日本にとってアメリカに次ぐ世界第二位の農林水産物輸入相手国である。中国からの主な食品輸入額は鶏肉調製品・冷凍野菜・大豆油拍・生鮮野菜・乾燥野菜など8,030億円（約11%）である。日本にとって最大の食品輸入相手国であるアメリカからの主な輸入品目は豚肉・とうもろこし・牛肉（最大の輸入相手国はオーストラリア）・生鮮乾燥果実・小麦・大豆などである。

輸入金額は運賃・保険料込み価格なので、地理的に近い中国よりもはるかに遠いアメリカからの輸入金額はその分、多くなる。また重量で計ると、穀物の輸入が多いアメリカに対して、野菜など比較的軽量の食品の輸入が多い中国が少なくなる傾向がある。厚労省「輸入食品監視統計」などで、安全基準違反量を

重量で示すような場合、中国よりもアメリカの方の違反が多くなるのはこのためである。

また、日本産より安いとはいえアメリカ産食品の全体の価格水準は中国産にくらべはるかに高いので、アメリカからの名目の食品輸入金額が中国からのそれを上回るのも当然である。

他方、同年の日本から中国への食品輸出額は547億円未満で、アメリカへの輸出額917億円を大きく下回る。しかし香港への輸出額は1,098億円（真珠・たばこ・配合飼料などを除く）で世界最大である。国連貿易統計（comtrade）は、輸入された食品のおおむね10%が中国向け再輸出（香港で加工済または再加工済食品）とみることが可能であることを示している。

となると、1,098億円の10%つまり約11億円が547億円に上積みされ、日本から中国本土への食品輸出額は558億円になると推定できる。だから、同年の日本と中国の同年の食品貿易収支は中国の7,472億円（8,030億円－558億円）の黒字となる。

#### 2. 日中食品直接投資は日本の圧倒的優位

食品貿易上の日中関係は中国の大幅な対日輸出国と日本の大幅な対中輸入国という真逆な関係にあるが、これに日本側の対中食品投資を加味すると様相は一変するのである。

日本側の対中食品投資のデータは経済産業省「海外事業活動基本調査結果概要」（最新は2013年分）の中国における日系企業による「食料品」及び「農林漁業」の現地売上（売

日 本		中 国	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
対中輸出・現地売上	中国から輸入	対日輸出	日本から輸入・日系企業現地売上
中国への輸出 547億円	中国からの輸入	日本向け輸出	日本からの輸入 547億円
中国の日系食品企業 現地売上 1兆3,503億円	8,030億円	8,030億円	中国の日系食品企業 現地売上 1兆3,503億円
	対中黒字 6,031億円	対日赤字 6,031億円	
香港経由中国輸出 11億円			香港経由日本輸入 11億円

注：中国の日系食品企業売上高は2013年（経済産業省「海外事業活動基本調査結果概要」）。

図1. 日中食品貿易・投資合算収支表（2014年）

上のうち輸出額を除く）1兆3,503億円（それぞれ1兆3,325億円，178億円）である。

日中間の食品をめぐる経済的関係は考えられている以上に緊密で、それは食品の貿易だけでなく、日系食品企業が中国現地で製造する食品を合わせて見ることから明らかになる。

図1は、この意味から食品に関する日中間の貿易と直接投資（なお中華料理店や中華食品原材料などを日本国内で販売する業者を除き、中国系食品企業が日本で食品を製造する例はないか無視できるほどでしかない）を合体して収支尻を見たものである。

これによると、食品貿易ではさきほど見たように中国の7,472億円の黒字であるが、日本の直接投資を合体すると日中間の立場は逆転して、日本の6,031億円の黒字に変わる。ただしこれは、日中間がそれぞれの役割を分担し合った結果であることも重要な点である。つまり、中国は日本に対して農水産物の一次産品を主として輸出し、日本は中国で中国の農水産物の一次産品を原材料として生産した加工食品を供給しているということである。

モノの貿易はさまざまな国際貿易経済理論の示すところから従って行われ、食品に関しては中国から輸入した方が日本にとって有利な

品目が多い。しかし、直接投資は通貨の為替レートの影響が大きく、モノの貿易上の有利・不利とは関係なく行われることがある。

図1で示した貿易と直接投資を合体した結果の日中逆転はこれを素直に示しており、日本が一方的に中国食品に席卷されているという一般的な認識は事実ではないことが明らかになる。

### 3. 強い相互依存関係にある日中食品生産・消費

しかし、日中間の食品貿易と直接投資を合体するとその規模は大きく、分業関係が進み、食品の安全問題を考える際にも、両国が強いつながりを持っていることが確認される。ここから、日中間の食品安全問題は、両国が因果関係を共有する関係にあることがわかる。両国におけるこうした関係の積み重ねを通じて、日中間の食品安全問題をめぐっては次のような関係が成立していることを知る事が重要である。

- ① 日中国民の食品安全意識の水準は高くなっている。
- ② 日中食品原料の大部分は同類である一日中の野菜の種類は世界最大級一。

- ③ 日本は中国産食品原料消費の最大のパートナー。
- ④ 中国の日系食品メーカーは、外国系の食品メーカーの中で最大級の中国食品製造メーカー。
- ⑤ 日本人は中国人以外で最多の中国料理を食べる民族。
- ⑥ 中国人は日本人以外で日本料理を最も深く理解している民族。
- ⑦ 中国の食品安全問題は同時に日本の食品安全問題であり、日本の食品安全問題は同時に中国の食品安全問題。
- ⑧ 日中間の食品安全法規は類似している。とくに、2015年に公布された中国の食品安全法改正法は一層、類似性が高まった。

## II. 中国の食品安全管理行政

中国の食品安全監督実施機関は表1で示すように、中央は国務院、衛生部、農業部、商務部などの中国政府機関、食品安全国家規格を定める国家食品薬品監督管理総局（CFDA）、国務院に設けられた食品安全委員会、国家質量監督検査検疫総局、国家工商行政管理総局、地方は主に〇〇市食品薬品監督管理局、〇〇市食品安全委員会となっている。この基礎になっているのは、食品安全関係法令である。

### 1. 食品安全基幹法令

食品安全管理行政の基幹法令は「中国食品安全法」（2009）（以下「安全法」）、「中国食品安全法实施条例」（同）（以下「实施条例」）である。

食品衛生法を廃止し、現行の法律とした背景には、中国産農産物の最大の輸出先である日本が2006年にポジティブリスト制度（農薬・動物用医薬品・飼料添加物等を対象に、それらが一定基準を超えて残留する食品の製造・加工、輸入、販売を原則として禁止する

制度。約800の農薬等に基準値を設定、基準値を満たす食品のみ流通できる制度）を採用したこと、中国の国内で食品安全を脅かす多くの事案が生じたこと等がある。

なお、2015年度に改正される同法の骨格はほぼ完成している。

#### ア. 「安全法」

##### (1) 定義

「安全法」は「食品」を人に食用あるいは飲用として提供する各種の製品、原料、伝統的に食品としてみなされているものおよび薬品（治療のための薬品を除く）と定義している（「安全法」99条）。伝統的に食品とみなされるものには地方性や個人性があり、それらを含むことから中国の「食品」の範囲は広いといえる。

ちなみに日本では、食品の定義を次のように行っている。「この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法(昭和35年法律第135号)に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない」（「食品衛生法」(昭和22年2月24日)（法律第233号）第1章総則・第4条）。

食品の定義は「食品安全基本法」においてもなされているが、内容は同じである。日本の場合も中国同様、法律では食品の範囲は広く定義されている。

なお「食品安全」について中国では、無毒・無害であり人に要求される栄養成分を保証し、人体の健康に対していかなる急性、亜急性あるいは慢性の危害を与えないこと、とされている（同99条）。

##### (2) 「安全法」の対象

「安全法」の対象は、食品生産・加工業、食品流通・サービス業、食品添加剤製造業、食品包装の材料・容器・洗剤・消毒・食品生産・加工業の用具および設備の製造業、食品生産・加工業者が使う食品添加剤および食品関

連商品、食品・食品添加剤および食品関連商品の安全管理とされている（「安全法」2条）。

(3) 「安全法」の主な内容

「安全法」の構成は、「安全法」の主目的を「食品安全を保証し、大衆の身体の健康と生命の安全を保証すること」（「安全法」1条）

とし、食品安全リスク監視・評価（第11～17条）、食品安全基準の制定（18～26条）、食品生産・加工に当たっての安全基準の制定（27～56条）、食品検査（57～61条）、食品輸出入（62～69条）、食品事故処理（70～75条）、食品安全管理に関する監督管理（76～83条）、罰則（84～98条）などとなっている。

表1. 中国の食品安全行政組織

(中央政府機関所管法令等)

中国食品安全法（全人代：2009－2015年全面改正）

中国食品安全法实施条例（国務院：2009）

食品安全各種管理方法（衛生部、国家工商行政管理总局等発）

食品安全各種条例（国務院、衛生部、農業部、商務部等関係機関発）

食品安全各種通知（同上）

食品安全各種規定（衛生部等）

食品安全各種決定（衛生部等）

（管理方法等一覧は※印の箇所を参照）

(地方政府管轄法令等)

〇〇省実施《中华人民共和国食品安全法》方法等

【食品安全監督実施機関等】

(中央政府機関所管及び関係規定)

国務院、衛生部・農業部・商務部等中央省庁、

国家食品薬品監督管理総局(CFDA)（食品安全国家規格

（国家標準：BG）：「GB 2762-2012 食品安全国家标准食品中污染物限量」等405件を規定）、国務院食品安全委員会（注）  
国家質量監督検査検疫総局、国家工商行政管理総局

(注) 国務院食品安全委員会の組織

国務院副総理3名（委員会主任、副主任）、国務院副秘書長

発展改革委員会副主任、科技部副部长、工業情報化部部长

公安部副部长、财政部副部长、環境保護部副部长

農業部部长、商務部副部长、衛生部部长、工商総局局長

品質検査総局局長、食糧局局長、食品薬品監督局局長

食品安全委員会事務室主任

(地方食品安全監督実施機関等)

〇〇省、〇〇市食品薬品監督管理局

〇〇省、〇〇市、〇〇区食品安全委員会

(例) 上海市食品安全委員会の組織単位

市宣伝部、市発展改革委員会、市経済情報委員会

市商務委員会、市農業委員会、市工商局、市品質技術監督局

市衛生局、市食品薬品監督局、市公安局市、財政局

市環境保全局、上海出入国検査検疫局、市緑化局、市監査局

市食糧局、市政府法制事務室、市政府ニュース事務室

市科学委員会、市教育委員会、市観光局、インターネット組織

※中央政府機関所管の管理方法等一覧

- ・食品安全预警和应急处置制度 / 国家工商行政管理总局(2009-8-28)
- ・乳品质量安全监督管理条例 / 国务院(2008-10-9)
- ・国务院办公厅关于认真贯彻实施食品安全法的通知 / 国务院办公厅(2009-3-4)
- ・关于印发《全国打击违法添加非食用物质和滥用食品添加剂专项整治近期工作重点及要求》的通知 / 卫生部(2009-3-6)
- ・流通环节食品安全监督管理办法 / 国家工商行政管理总局(2009-7-30)
- ・食品安全监管执法协调协作制度 / 国家工商行政管理总局(2009-8-28)
- ・关于加强食品添加剂监督管理工作的通知 / 卫生部 工业和信息化部 监察部等(2009-9-18)
- ・食品添加剂新品种管理办法 / 卫生部(2010-3-30)
- ・食品添加剂生产监督管理规定 / 国家质量监督检验检疫总局(2010-4-4)
- ・食品生产许可管理办法 / 国家质量监督检验检疫总局(2010-4-7)
- ・国务院办公厅关于进一步加强乳品质量安全工作的通知 / 国务院(2010-9-16)
- ・卫生部关于印发《食品安全国家标准(修)订项目管理规定》的通知 / 卫生部(2010-9-16)
- ・食品安全国家标准管理办法 / 卫生部(2010-10-12)
- ・食品安全信息公开管理办法 / 卫生部 农业部 商务部等(2010-11-3)
- ・卫生部关于进一步做好整顿违法添加非食用物质和滥用食品添加剂工作的通知 / 卫生部(2010-12-15)
- ・卫生部质检总局关于规范食品添加剂标准管理的公告(2011年第6号) / 卫生部 国家质量监督检验检疫总局(2011-2-28)
- ・卫生部关于印发《食品安全地方标准管理办法》的通知 / 卫生部(2011-3-17)
- ・卫生部关于印发《食品相关产品新品种行政许可管理规定》的通知 / 卫生部(2011-3-24)
- ・国务院办公厅关于严厉打击食品非法添加行为切实加强食品添加剂监管的通知 / 国务院办公厅(2011-4-20)
- ・出口食品生产企业备案管理规定 / 国家质量监督检验检疫总局(2011-7-26)
- ・关于认真贯彻落实《国务院办公厅关于严厉打击食品非法添加行为切实加强食品添加剂监管的通知》的... / 工商行政管理总局(2011-4-27)
- ・卫生部等8部门关于印发《食品安全国家标准“十二五”规划》的通知 / 卫生部 工业和信息化部 农业部等(2012-6-11)
- ・农业部关于印发《全国农产品质量安全检验检测体系建设规划(2011-2015年)》的通知(2012-9-26)
- ・食品生产企业安全生产监督管理暂行规定 / 国家安全生产监督管理总局(2014-1-3)

食品安全法公布以前の法令

- ・国家商検局关于公布《出口食品厂、库登记卫生要求(试行)》的通知 / 国家商検局(1991-6-10)
- ・运动员使用运动营养补品管理暂行办法 / 国家体育总局(1993-5-10)
- ・中国食品卫生法(1995-2009)
- ・国务院办公厅关于印发中国营养改善行动计划的通知 / 国务院办公厅(1997-12-5)
- ・中华人民共和国产品质量法(2000年修正) / 全国人民代表大会常务委员会(2000-7-8)
- ・卫生部食品添加剂申报与受理规定 / 卫生部(2002-7-3)
- ・食品添加剂生产企业卫生规范 / 卫生部(2002-7-3)
- ・国务院办公厅转发教育部、卫生部关于加强学校卫生防疫与食品卫生安全工作意见的通知 / 国务院办公厅转发教育部、卫生部(2003-7-2)
- ・国务院关于进一步加强食品安全工作的决定 / 国务院(2004-9-1)
- ・流通领域食品安全管理办法 / 商务部(2007-1-19)
- ・卫生部关于印发《新资源食品安全性评价规程》和《新资源食品卫生行政许可申报与受理规定》的通知 / 卫生部(2007-11-28)
- ・卫生部关于印发《食品营养标签管理规范》的通知 / 卫生部(2007-12-18)
- ・运动营养食品中食品添加剂和食品营养强化剂使用规定 / 卫生部(2008-8-7)

(資料：筆者調べ)

イ. 「実施条例」

(1) 主な目的

本条例の主な目的は、省、自治区、直轄市、その他県級以上の地方政府をも食品安全管理行政の執行機関とするなど、「法」各条の定める食品安全管理行政を実施する執行機関の分担を明定することにある。

(2) 地方政府の役割

地方政府の主な役割は、地方の食品安全リスク監視・評価行政に於ける監督・管理業務、食品安全リスク監視計画の地域適合化調整と計画樹立、食品安全基準の適用が当該地域に

於いて持つ問題の収集と地方衛生部門への通報、食品生産・加工業に対する日常的な監督業務などである。なお、食品検査と食品輸出入業務に関する地方政府の役割は明瞭とはいえない。

2. 関連諸規定

「安全法」、 「実施条例」 を基に作られているものに、食品安全に関する各種の「管理方法」・「条例」・「通知」・「規定」等があるが詳細は、次の時系列別の国务院、国家工商行政管理总局、卫生部、国家質量監督検査検疫总局、国家食品藥品監督管理总局等の

「中央政府所管の管理方法等一覧」を参照されたい。

その特徴は食品の品質管理、安全検査、食品添加物、食品安全監視等、諸規定が幅広く定められている点であり、中国政府が食品安全管理行政に取り組む仔細な対応姿勢をうかがうことができる。

食品衛生法が「安全法」に変わった2009年以前の諸規定は食品の栄養、衛生等に集中しているが、2009年以降、上述の内容の諸規定が増えていることが見て取れる。

なお、地方政府も上で述べた「実施条例」に於ける地方政府の役割に則り、省、自治区、直轄市、市等のレベルで、「〇〇省実施<中国食品安全法>方法」等を定め、その実施に当たっている。趣旨は中央が定めた法令や諸規定の施行に当たり、地方政府の業務上の役割分担や権限等を示し、下級政府に理解を得ることにある。

### Ⅲ. 日中に共通する食品汚染問題と「日中食品安全委員会」

#### 1. 日中に共通する食品汚染

食品安全問題の現状に絞ると、表2のように日中ともに、質的に同様の食品汚染をもたらす問題に直面している。残留農薬、食品添加物、飼料添加物、土壌の重金属汚染、レストランやファーストフード店に於ける異物混入・期限切れ調理品・メニューの誤表示や偽装問題、食品製造工場に於ける異物混入・不衛生化管理などである。

これらのうち、最近とくに大きな問題となっているのは土壌の重金属汚染問題である。日本より中国で目立つ汚染原因は重金属汚染のうちヒ素、水銀による土壌汚染問題である。広大な耕地面積を持つ中国の土壌汚染の実態は、いまだ十分に明らかにされていない。部分的な概要は2014年5月に公表されたが、A4版数ページのもので、実態の詳細を知ることにはできない（中国環境保護部、国土資源部

「全国土壌汚染状況調査公報」2014年4月17日）。

しかし日本でも、いまなおカドミウム土壌汚染を中心に重金属汚染が解消されていない地域がある（環境省、水・大気環境局土壌環境課「最近の農用地土壌汚染対策について」2011年3月30日）。原理的には、土壌汚染が農産物その他の食品に害を及ぼす可能のあることは、中国の場合と変わらない。

さまざまな危険因子（重金属、残留農薬、添加物など）が複合して起きる可能性を持つ現在の食品汚染問題であるが、複合といってもさまざまな危険因子がそれぞれ単独の形で食品に付くだけでなく、あるものは相互に化学的反応（残留農薬と重金属、添加物と残留農薬など）をし合って食品を汚染する場合もあれば、いわゆる植物連鎖の作用を通じて、植物→飼料→動物→ヒトへと移動する過程で汚染が凝縮・化学変化するなどの場合がある。

表2. 日中の食品汚染の状況

汚染物質	国名
ヒ素土壌汚染	中国
水銀土壌汚染	中国
鉛土壌汚染	中国
銅土壌汚染	中国
カドミウム土壌汚染	日本、中国
残留農薬	日本、中国
残留抗生物質	日本、中国
遺伝子組換え食品	日本、中国
食堂等に於ける調理異物混入など	日本、中国
食堂等に於ける誤表示・偽装など	日本、中国
飼料添加物	日本、中国
食品添加物	日本、中国
食品工場不衛生など	日本、中国

（資料：筆者調べ）

表3. 日本の食品誤表示・偽装事例

報道日	誤表示・偽装企業名	概 要
2013/11/22	阪急阪神ホテルズ	バナメイエビを芝エビとして表示など47メニューで偽装
2013/10/22	静岡のウナギ業者	中国産などのウナギを静岡産として販売
2013/10/31	東武ホテルグランデ	別の種類のエビを芝海老と表示
2013/11/1	金沢スカイホテル	ロブスターを伊勢海老と表示
〃	名鉄グランドホテル	ロブスターを伊勢海老と表示
〃	ホテルラオート札幌	バナエイエビを芝海老と表示
〃	新札幌アークシティH	バナエイエビを芝海老, 大正エビと表示
〃	JR 北海道ホテルズ	ニュージーランド産サケを国内産キングサーモンと表示
2013/11/2	ホテルプラザ勝川	牛脂注入加工肉をステーキと表示
2013/11/2	小田急ハイアット東京	クマエビを車エビ, バナエイエビを大正海老と表示
2013/11/3	プライムリゾート賢島	バナエイエビ・ブラックタイガーを車エビと表示
〃	道後温泉大和屋本店	牛脂注入肉をステーキドリアランチなどと表示
2013/11/04	奈良万葉若草の宿三笠	ブラジル産鶏肉を大和肉鶏などと偽って表示
〃	〃	タラ・サメの卵をからすみと偽って表示
〃	〃	ブクタイガーを車エビと偽って表示
2013/11/5	JR ホテル屋久島	ブラックタイガー・バナエイエビを屋久島の車エビと表示
〃	〃	一般のねぎ・白ネギを九条ねぎとして表示
〃	〃	既製品を手ごねハンバーグ定食として表示など47件の誤表示
〃	ホテル京阪京都	牛脂を注入した肉をサイコロステーキ, ロースステーキに
〃	東急ホテルズ	バナエイエビを芝海老と表示
〃	八景島パラダイス	牛脂を注入した肉をサーロインステーキと表示
〃	JR ホテル宮崎	国産の一般鶏を地鶏の炭火焼きと表示
〃	京都タワーホテル	牛脂を注入した肉をビーフステーキと表示
2013/11/6	青蓮寺ホテル	山芋を伊勢芋と表示
〃	三越伊勢丹	中国産栗をフランス産, バナエイエビを芝海老, 岩手産豚肉を宮崎産, 加工肉を牛のフィレ肉と表示
〃	東武ホテル	バナエイエビを芝海老と表示
〃	ホテルニューイングランド	バナエイエビを芝海老と表示
2013/11/07	ホテルオークラ	バナメイエビを「芝エビ」, ホワイトエビを「大正海老」, ブラックタイガーを「車海老」と表示
〃	ハウステンボス	地元産鶏を「雲仙地鶏」と表示(長崎)
〃	ホテル日航東京	バナエイエビを芝海老と表示
〃	ホテル日航姫路	人工フカヒレをフカヒレスープと表示

報道日	誤表示・偽装企業名	概 要
〃	京王プラザホテル札幌	表示と異なる鶏を使用
〃	仙台国際ホテル	フラワーエビを芝エビと表示
〃	丸井	メニューと異なるエビや牛肉を使用，ホイップクリームを生クリームとして使用
〃	松屋	既製品をバニラアイス，フラワーエビを大正海老と表示
〃	高島屋	ブラックタイガーを車エビ，牛脂注入加工肉をステーキと表示
2013/11/08	高速道 S A	養殖ぶりを「荒波にもまれたぶり」と表示
〃	コメダ珈琲店	ホイップクリームを生クリームと表示
〃	不二家	成形肉をステーキと表示
〃	ホテル日航熊本	バナエイエビを芝海老，フラワーエビを車海老と表示
〃	J R北海道ホテルズ	バナエイエビを芝海老と表示
〃	鶴屋百貨店	自社工場製アップルパイを「焼き立て」として販売
〃	京王，京急百貨店	ブラックタイガーを車海老や芝海老と表示
〃	かんぼの宿	加工肉を表示せず，既製品を手作りハンバーグ，ブラックタイガーを車エビと表示
〃	東京ドームホテル	牛脂注入肉をステーキ，バナエイエビを芝海老と表示
〃	京成ホテルミラマール	バナエイエビを芝海老，大正海老と表示
2013/11/13	ホテル椿山荘	バナエイエビを甘エビ，牛脂注入肉をステーキと表示
2013/11/14	ホテル洞爺湖	チリ産サーモンを北海道産スモークサーモンと表示
〃	パレスホテル東京	ブラックタイガーやバナエイエビを芝海老と表示
〃	宮崎シーガイア	牛脂注入肉をステーキ，バナエイエビを伊勢海老と表示
〃	リーガロイヤルホテル	ブラックタイガーやバナエイエビを芝海老と表示

資料：各種報道資料から筆者作成（企業名は報道のまま）。

またレストランやファーストフード店に於ける異物混入・期限切れ調理品・誤表示・偽装などの問題も顕在化している。表3で示したのは一部であるが、日本では大きな社会問題に発展した。その結果、最近ではこうした事例も徐々に減少する傾向を見せている。

## 2. 「日中食品安全委員会」の設置

以上述べた食品汚染問題の具体的内容は程度の差こそあれ、日中間で質的な違いはない。

日中の食品に限ったことではないが、その背景には、世界的に進む「食品モジュール」化の進展がある。ここでは、この点について

深入りはしないが、食品の成分、原材料、形状などの面における質的な変化がある（高橋五郎『日中食品汚染』文春新書2014参照）。

そしてここに、食品の相互依存関係の強い両国で、共同してこの問題に取り組むべき大きな可能性がある。もしこれが実践されれば、日中の食品安全問題は共通の問題としてその解消に努めることができるし、両国の食品投資・貿易はいっそうの発展が期待できる。

筆者はこの共同の形として、たとえば「日中食品安全委員会」（仮名）と銘打って、日中共通を原則とする食品安全基準を策定する仕事に取り組んではどうかと思う。



験や知見を参考にしてもらいながら中国がその解消に努めていくなれば大きな成果が上がるものと期待する（2015年4月記）。

脚注\*

<sup>1</sup> 愛知大学国際中国学研究センター所長・同現代中国学部教授。

図 2 「日中食品安全委員会」のイメージ

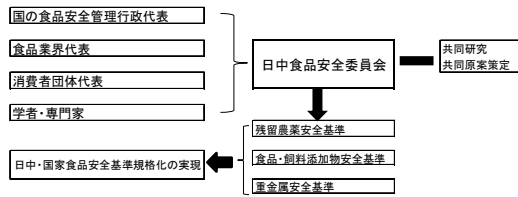


図 2. 「日中食品安全委員会」のイメージ

構成員は図 2 のように、国の食品安全管理行政、食品業界、消費者団体、学者などとし、研究から始め、実際の基準原案作りを担当するものとする。

日中食品安全基準となる対象は、残留農薬（主要な農薬）、食品・飼料添加物、重金属（カドミウム、水銀、ヒ素など主要な重金属）とする。安全基準の策定に際しては、まずは日中間の食品安全法令の主な内容が一致することが重要な要件となるが、この点は非常によく似ているので基本的な問題はない。また、食品安全管理行政の担当機関などの体制もほぼ似ているといえる。

「日中食品安全委員会」の設置のこうした前提はおおむねクリアできるので、あとは、具体的な基準作りとなる。筆者は中国の残留農薬基準（GB 2763—2014 食品安全国家标准 食品中农药最大残留限量）、食品添加物安全基準（GB 14880 食品营养强化剂使用卫生标准、GB2760-2011 食品安全国家标准・食品添加剂使用标准など）などを詳細に調べたことがあるが、残留農薬の安全基準は中国の方が厳しい場合があるくらい厳格な基準作りを行っている。

ただ、使用禁止の農薬や添加物がいままなお違法に使われている例があるが、これなどは安全基準の統一化以前の問題であり、食品安全監督管理行政の問題である。この実行性をいかに担保するか、最大の課題である。この点についても、日本の食品安全管理行政の経